

令和4年1月26日

令和4年第1回和束町議会臨時会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和4年第1回和東町議会臨時会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和4年1月26日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午前10時16分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑	武	志		
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰	正		

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に参加した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 井上武津男

7番 岡本正意

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1号 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の
第一回変更について

日程第 5 議案第 2号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞様です。

ただいまから、令和 4 年和束町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機と演台にはアクリルつい立板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。

ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

皆さん方には日頃お忙しい中、そして新年早々でございますが、第 1 回の臨時議会を招集させていただきましたところ、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

今回の臨時議会には契約等の変更等生じ、ご審議をいただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、ご承認賜りますことをお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、井上武津男議員、7番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

新型コロナワクチン接種に係ります前倒しについてご報告をさせていただきます。

現在、世界中で猛威を振るっている「新型コロナウイルス感染症」につきましては、今年になってオミクロン株の流行により、日本においても本日1月26日現在、国は、京都府を含む38都道府県において、まん延防止等重点措置を決定されている状況であります。

本町におきましては、昨年5月より住民の新型コロナワクチン接種などを行い、感染拡大防止に努めてきたところでありますが、諸外国より時間とともに2回の接種では予防効果が低下するとの報告があり、また、国からも、令和3年12月1日より令和4年9月30日まで追加接種として3回目のワクチン接種を実施するよう通知もあり、本町といたしましても接種時期等の対応について検討いたしまして、今年1月より、医療従事者や高齢者施設等の入所者などを対象といたしまして接種計画を進めています。65歳以上の一般の高齢者の方には2月26日より3回目の接種を計画し、対象者には通知をさせていただいておりますが、日本国内では、今、オミクロン株と

いう新たな変異株により急速に感染者が増加している状況の中で、国や京都府の要請を受けて接種に従事していただく医師の先生をはじめ関係者で協議した結果、予定より2週間早めて、2月11日の建国記念の日より一般高齢者の接種を開始することとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和3年11月30日現在、12月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第1号 町道鷺峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第一回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第1号の提案理由を申し上げます。

現在道路メンテナンス事業といたしまして進めております町道鷺峰山線祝橋架け替え事業について、令和3年11月4日に工事請負契約を締結した町道鷺峰山線祝橋下部工右岸橋台〔A1〕工事の一部に変更が生じたことにより、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、工事変更概要につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第1号

町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第
一回変更について

令和3年10月26日に入札に付した町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 事業名 | 令和3年度道路メンテナンス補助事業 |
| 2 | 工事名 | 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事 |
| 3 | 工事場所 | 京都府相楽郡和束町大字中地内 |
| 4 | 契約金額 | 「5,857万8,300円」を「6,552万7,000円」に変更 |
| 5 | 契約相手方 | 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字京町14番地の1
井上・吉田特定建設工事共同企業体
代表者 井上博一 |
| 6 | 契約の方法 | 地方自治法第234条の規定による一般競争入札 |
| 7 | 契約期間 | 令和3年11月5日から令和4年3月31日 |
| 8 | 支出科目 | 一般会計
(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費
(目) 03 道路新設改良費 |

(節) 15 工事請負費

令和4年1月26日 提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

資料No.1により内容を説明させていただきます。

町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事変更箇所資料

1 変更内容

土留・仮締切のH型鋼打込方法をプレボーリングからダウンザホールハンマー
への変更による増

土留・仮締切の横矢板を軽量鋼矢板から土留板に、また土圧計算結果から土留
板厚を変更による増

2 変更内訳

契約金額 当初 5,857万8,300円

(内消費税相当額532万5,300円)

変更 6,552万7,000円

(内消費税相当額595万7,000円)

契約金額増額分 694万8,700円

(内消費税相当額63万1,700円)

工法でございますが、隣のページに示すように、プレボーリング動力を用いてモーターを回すことで、接続したスクリーなどを回転させ、地中にねじり込むように穴を掘っていく工法でございます。

こちらをダウンザホールハンマー、コンプレッサーからのエアでハンマーピストンを往復運動させ、先端ビットの衝動力で岩盤を掘削する工法に変更させていただきます。

おめくりください。

つけております図面の平面図でございます。平面図の部分のところの横の矢板工法を今回変更させていただきます。

下のほうに赤字で書いておりますように、断面図の横書きで赤字で書いていますところが土留の鋼矢板から木製の矢板に換える部分でございます。それから、土留の厚さを変更する分です。

今回の工事につきましては、この断面図、もしくは側面図の縦の杭でございますが、この杭を打つ関係で掘削を行いました。当初、ボーリング等の調査を行いまして工事を継続したんですけれども、平成28年災害のときに造った盛土の関係で岩に当たることは少なかったんですけれども、玉石に当たるという現象が発生しまして、真っすぐ杭が打てないという状況が発生しましたので、今回の工法に変更させていただきたいと議会の承認を求めるものでございます。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第一回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第1号 町道鷺峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第一回変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第2号の提案理由を申し上げます。

議案第2号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援として住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、祝橋及び石寺橋整備事業において予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思っております。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第2号

令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,160万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,820万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年1月26日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

1 1 款地方交付税、17億3,411万5,000円、329万7,000円、17億3,741万2,000円。

1 5 款国庫支出金、5億6,636万1,000円、5,820万3,000円、6億2,456万4,000円。

2 2 款町債、4億4,910万円、△990万円、4億3,920万円。

歳入合計でございますが、補正前の額36億8,660万円、補正額5,160万円、計37億3,820万円でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、歳入と同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

3 款民生費、8億5,848万7,000円、6,860万円、9億2,708万7,000円。

7 款土木費、5億9,218万6,000円、△1,700万円、5億7,518万6,000円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明をさせていただきます。

祝橋整備事業（過疎対策）、1億4,250万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございますが、1億4,820万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、石寺橋整備事業（過疎対策）、補正前の限度額が1,560万円、補正後の限度額がゼロということでございます。計につきましては、補正前が1億5,810万円、補正後が1億4,820万円となります。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）、資料No.2に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでは総括ということで、議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額が329万7,000円。これにつきましては、1節地方交付税ということで、普通交付税で329万7,000円の増額を計上させていただいております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が6,860

万円でございます。これにつきましては、1節社会福祉補助金ということで、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金6,860万円を計上させていただいております。

同款、同項、4目土木費国庫補助金、補正額につきましては△1,039万7,000円。3節道路橋りょう費補助金で、道路局所管補助金（橋りょう）分でございますが、△1,039万7,000円計上させていただいております。

22款町債、1項町債、6目土木債で補正額が△990万円でございます。1節道路橋りょう費で、このうち過疎対策事業債（祝橋整備事業）につきましては570万円の増額を、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）につきましては△1,560万円を計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目住民税非課税世帯等臨時特別給付金、補正額が6,860万円でございます。内訳といたしまして、1節から8節報酬等につきましては、給付金支給事務に係ります事務費用、会計年度任用職員の金額ということで51万2,000円を、また、10節需用費、11節役務費につきましては事務経費ということで57万円を、また、18節負担金補助及び交付金でございますが、6,747万3,000円、このうち住民税非課税世帯等臨時特別給付金として6,730万円を計上させていただいております。

次に、7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で補正額△1,700万円でございます。内訳といたしまして、12節委託料で3,100万円の減額、これにつきましては、石寺橋の工事の関係で△3,800万円、祝橋の整備事業で700万円の増額ということでございます。

また、14節工事請負費で1,400万円の増額、これにつきましては、祝橋の上部工・下部工の追加工事に係る工事請負費ということで1,400万円を計上させていただいているところでございます。

9ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今の補正予算の関係で石寺橋について減額ということでございますが、これについてなぜ減額なのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の高山議員の件でございます。石寺橋につきましては、順次、事業のほうは進めさせていただいております。特に議員におかれましては、移転等のときにも協力いただきまして誠にありがとうございました。そういうこともありまして、進めておったんですけども、1軒転居をいただく関係で、交差点、今度新しくできる石寺橋の計画の交差点が若干加茂側に寄ると。木津川市側に寄るということになります。その関係で実際皆さんお分かりと思いますけども、下島のほうから下りてきている道がございます。この道との関係もございまして、交差点協議がかなり難行しております。といいますのは、うちとしましては、下島から下りてくる交差点を含んだ交差点協議でな

かなかしにくいという、これはどういうことかといいますと、下島から下りてくる交差点の勾配があまりにもきつすぎまして、抜本的な道路法線の改良が出てくるなどがございます。その関係も含めて、交差点協議を若干不測の時間がかかるということが京都府の協議、それから警察の協議等で見えてきてます。その関係も含めまして、年度内にその工事の関係がなかなか進まないということもありまして、今回、今後の事業を1年ずらせていただく格好で整理していきたいというような形をとらせていただく関係で、当初、下部工等の設計を予定しておりましたが、この分の測量、それから設計費を減額させていただくということでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今のご説明ですと、下島側からの道路の勾配が急だということで、交差点として改良しづらいということでもよろしいですね。これについて、あそこの道路をどうすれば交差点改良できるのかということになるんですが、今の現状のままですと、あの勾配というのは厳しい状況になるだろうなというふうに思うんですが、そのめどというのはあるんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

めどとしては、一応これで行けるであろうというところは立てております。もう1点、旧の府道が交差点内に上がってきている道もございます。この辺も含めて協議を進めておりまして、交差点といいますのは基本的に90度で直角で当てないと駄目だということになります。それと、最小の交差点でなければ駄目だということも言われておりますので、その辺も含みながら、今、京都府と交渉している段階でございます。

基本的には三叉路の形の交差点にして、そこに既設の道を入力さすというような形で整理をしたいというように思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

具体的な形がイメージしづらいですが、三叉路のところへ流入するという形で、これは1年度ずれ込むということで、今、説明あったんですが、その中で交差点協議というのは確実に進むんですか。そのめどについてはどうですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点では来年度以降に進めていくという予定で動いておりまして、ほぼほぼ内諾とは言いませんけども、公安協議の場では、一応、話は通りましたので、これから公安協議、要するに、警察との規制関係の協議を行っていくということになると思います。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

この石寺橋につきましては、先ほどご説明もありましたが、住民の方にも一定既に協力いただいているところでもございますし、また、地域におきましても推進委員会ということで立ち上げていただいて、この架け替えについては地元としても大きく期待のあるところでございますし、なるべく早急に計画どおりに進むように努力いただきたいと思いますが、それについてご答弁をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、地元の役員さん等からは熱意の要望等はいただいております。うちとしましても、令和4年、5年、6年を計画の中に入れて考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺についてはご理解のほうをよろしく願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私のほうからは、今回計上されました住民税非課税世帯等臨時特別給付金について幾つか確認したいと思います。

まず、確認させていただきたいのは、この住民税非課税世帯ということが今回対象になっているわけですが、具体的にどのような世帯というんですか、和東でいう住民税非課税世帯というのは、例えば所得はどの程度でとかね、どういうケースがこの対象になりますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

お答えいたします。

まず、今回の臨時特別給付金対象が今おっしゃっていただきました令和3年度の住民税均等割非課税世帯というものがまず主な世帯になってまいります。また、もう一つ、家計急変世帯ということで、令和3年度の住民税均等割が課税であっても、令和3年1月以降に家計急変された世帯も非課税世帯並に収入等の減少を見られる場合は対象になってまいります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そういうことなんですけども、ただ、もう一つ聞きたいのは、いわゆる年収でいったらどれぐらいの額の世帯が対象になるということになりますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

すみません、お答えいたします。

年収ですと、一律基準というのが難しくなりました、例えば、給与収入の場合は給与控除の規定がございますし、農業等の事業収入の場合は収支・経費等の差引きとなつてまいります。また、扶養家族によりまして課税状況が異なつてまいりますので、一律に収入で目安というのが難しいものかと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一律に難しいと言いますが、ただ、一応、国のほうとかでも大体これぐらいの年収でということでは言われてますので、全く分からないということはないと思うんですけども、そこはこれ以上聞きませんが、今回6,730万円が給付の額になっておりますので、いわゆる一律10万円の給付ですので、単純に割れば673世帯というのが対象になるということなんですけども、先ほど言われましたように、いわゆる令和3年度において既に非課税というふうに認定されている世帯というものと、それから令和3年度中に家計が急変して大変苦しくなったという世帯も入るということなんですけども、今回の6,730万円の673世帯となっておりますけども、その辺は認定されてる世帯、それから急変が考えられる世帯というのは、どの程度の割合ですか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

お答えいたします。

予算計上させていただきました時点でおよそ非課税世帯と見込まれる世帯数663軒及び家計急変に対象になる世帯が10軒程度と見込みを立てさせていただいております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、今後ですね、いわゆる事務に入っていただくということになると思うんですけども、どういう申請とかをもって給付されるのかという、そこら辺を説明いただきたいんですけども、いわゆる既に非課税として認定されて、多分通知されるというふうに思うんですけども、その方はどういう手続になるのか、それと急変10軒というふうに想定されてますけども、年度内に急変された世帯に対してはどのような事務の手続になりますか。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

お答えいたします。

まず、令和3年度の住民税均等割非課税で確定させていただける世帯様には確認書という形で定額給付金のときにご提出されました振込口座も活用させていただいて、こちらの口座に振込みさせていただいていいかというような確認書というものでまず対象者の方に個別に通知をさせていただきます。そちらをご提出いただきましたら、あとは振込みの手順を取っていただきまして、確認書の発送は2月の第1週目あたり

で第1班の方をまず発送できたらと、今、検討しております。

また、非課税世帯確定できない世帯、例えば、未申告の方がいらっしゃる世帯ですとか、令和3年1月2日以降に和束町に転入された方がいらっしゃる世帯につきましては、所得の申告なり前住所地への所得の照会等が必要になってきますので、追って確定できましたら、また追って確認書もしくは申請書という形でご提出いただくようなお案内等も対象者の方には個別に通知として考えております。

また、家計急変世帯につきましては、あくまで申請制度になってまいりますので、ご申請いただくわけですけれども、時期的に令和3年中の所得の確定申告の時期でもございますので、確定申告された場合は、そちらの申告された結果の数字をもって申請いただくことも可能ですので、早い方でしたら申告書の収支ですとか、申告書控えをもって添付資料という形で受け付けのほうも進めさせていただけたらと考えております。

また、確認書をお送りさせていただいて、返送のほうも返信用封筒をご用意させていただいて、郵便で返信していただけるように、また、発送からご返事のない場合はご提出はまだですよということでお知らせというのは定期的に行っていきたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

特に既に非課税の方は、はっきりしている面もありますので、確認書を提出いただくということで振り込んでいただくという意味では一定簡素にできると思うんですけども、いわゆる急変世帯等については、もちろん確定申告の後とか、はっきりさせるということもあると思うんですけども、一定漏れる場合もありますので、そこは丁寧に情報提供もいただいて、確実に給付されるようにそこはぜひお願いしたいと思いますが、今後、町としてのその辺の給付に対する相談体制と、それから一番早くていつ

頃から給付が始まるのか、大体最終的に給付の期限というのはどこに置いておられるのか、それを確認だけお願いします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

お答えいたします。

まず、体制ということで、2月第1週目あたりに確認書を送らせていただき、第2週目、第3週目あたりの2週間の期間、臨時の受け付け窓口ということで1階の住民ホールに受け付け窓口の設営等もさせていただきたいと考えております。

また、給付認定につきましては、第1弾の方につきましては、2月18日頃の支給を目指しております。

また、最終の給付のほうですが、こちらの給付金の事業が最終、令和4年12月31日までということで、特にその間、家計急変でのご申請は申請時点での家計急変状況ということで、令和4年9月30日までの申請の受け付けをさせていただきますので、9月30日に最終申請された方につきましては、翌月10月ぐらいの最終給付になるかと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

ぜひ、確実に行き渡るようお願いしたいというふうに重ねてお願いしたいと思っております。

今回、非課税世帯、これは世帯ごとの給付であるとか、この間の昨年末に予算化されました子供への給付金等あったわけですけれども、いわゆるそれにも対象にならないような膨大な量の方たちはまだほかにもおられるというふうに思うんですけれども、そ

ういった方なども本当にちょっとした差で対象にならないというようなこともあると思いますので、そういった方への支援も、今後、国の3次補正等ですね、臨時交付金等も一定入ってくるというふうに聞いておりますので、可能な限りでそういったことがフォローアップできるように目配りいただきたいというように思いますので、そこは強く要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

すみません、ちょっと確認なのですが、国のほうの予算委員会等でもいろいろ議論されておりますけども、今、岡本議員のほうからございました年末に補正されました18歳以下の子供さんへの10万円の給付について、離婚後の親権者のところに届いていないというようなことが国のほうでも、今、議論されております。これについては対象とするような国の答弁もございましたが、これについての本町の考え方についてお願いしたいなと思うんですが、それぞれ地方の中では国の動向を待たずに独自で支給されているところもございますので、そういったことについての考え方をお聞きしたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、今も高山議員からありますように、制度にのっとるものは漏れなくやると。そして、先ほども含めてですね、独自の考えがどこまで浸透するのか、この辺のところは漏れなく近隣と連携もしながら十分気をつけてやってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

なかなか対象者の方から申告しづらい部分もあるかも分からないですが、そこをしっかりと調査をしていただいて、漏れのないように対応をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

臨時議会に提案させていただきました全議案につきまして、原案どおりご承認をいただきまして本当にありがとうございます。

ご審議をいただきました意見、特に特別給付金事業、こういったものは漏れ落ちのないように、また、フォローアップできるものはフォローアップしていかなきゃならない。そういう制度、また、いろいろと検討もして進めてほしい、そういうご意見もいろいろありました。そういった意見を重く受け止めながら、こういった特別給付金事業等、十分慎重に進めてまいりたいと、このように思っておりますので、またご意見いろいろありましたらご指導いただけたらというふうに思っております。

本日は提案させていただいた議案にご承認いただきまして本当にありがとうございます。閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これもちまして、令和4年和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でございました。

午前10時16分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 3 月 2 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 本 正 意